ひとりで悩まないで

配偶者や恋人からの暴力に 苦しんでいるあなたへ



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

"配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力"

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで、被害者の多くは女性です。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがあり、何種類かの暴力が重なってふるわれるケースが多く見られます。また、突発的な暴力や、反復的・継続的な暴力などパターンは様々です。

DVは、特定のカップルにたまたま起こるケンカなどといった個人的な問題ではありません。その背景には、家庭や職場など社会における男女の固定的役割分担、経済力の格差、過去からの女性差別意識の残存があるとされています。

外部からその発見が難しい家庭内において行われるため、潜在化しやすく、 しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気づかないうちに 暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

暴力は被害者の人権を踏みにじるものであり、絶対に許されません。 責任は暴力をふるう側にあるのです。

一番安心して 暮らせるはずの家庭の中で 暴力が起こっています。

DVの種類

"身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・社会的暴力・経済的暴力・子どもを巻き込んだ暴力"

身体的暴力

- ●平手で打つ、殴る、蹴る、噛む
- ●物を投げつける
- 髪をひっぱる、首をしめる、 引きずりまわす
- 熱湯をかける、たばこの火を押しつける
- ●包丁などの刃物を突きつけて 脅す

性的暴力

- ●嫌がっているのに性的行為 を強要する
- ●避妊に協力しない
- ●中絶を強要する
- いやらしい雑誌やアダルトビデオ を無理やり見せる

経済的暴力

- ●生活費を渡さない、使わせない
- 収入を取り上げる
- 外で働くことを妨げる
- ■家計を必要以上に厳しくチェックする
- ●借金を重ねる
- 酒やギャンブルで生活費を使い込む
- 貯金を勝手に使う

精神的暴力

- ●脅す、大声で罵る
- ●何を言っても無視する
- ●見下す、欠点を言う
- ●性別による役割を決めつける
- 大切にしているものを 壊したり捨てたりする
- 家具や物を壊す、ひっくり返す
- 服装、髪形等を制限する
- ●相手に「親権を渡さない」と脅す

社会的暴力

- ●手紙、電話、メール等を チェックする
- ●行動を監視し制限する
- ●親や兄弟姉妹、友人との つき合いを制限する
- 就業、社会参加などを 制限する

子どもを巻き込んだ暴力

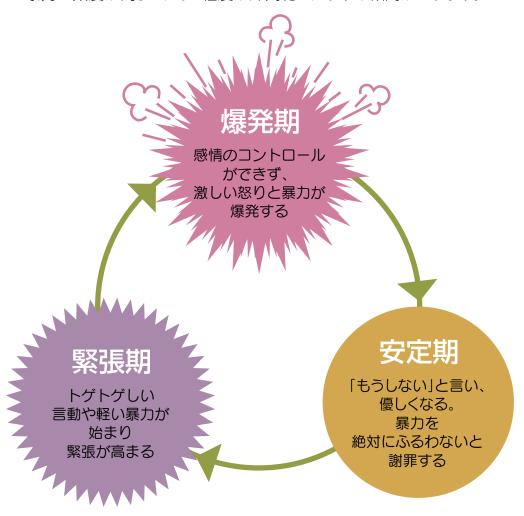
- ●子どもに暴力を見せる
- ●「父親 (母親) 失格」 「しつけがなってない」と責める
- 子どもの前で相手をばかにする
- 「子どもに暴力をふるう」と脅す
- ●自分の言いたいことを子どもに 言わせる

DVの行動サイクル

"安定期-緊張期-爆発期"

DVの加害者はいつも暴力的とは限らず、暴力が爆発した後には反省して 謝ったり、やさしくふるまうといったことが繰り返される行動サイクルをとる 傾向が見られます。

暴力の後のおとなしい時期(安定期)があることによって、被害を受けている女性(男性)は、やさしい彼(彼女)が本当の彼(彼女)で暴力はいつかなくなると希望を抱いたり、自分だけが相手のことを分かってあげられるといった気持ちを持ってしまいがちです。このサイクルを繰り返しながら、徐々に暴力の頻度が高まったり、程度が深刻化したりする傾向があります。

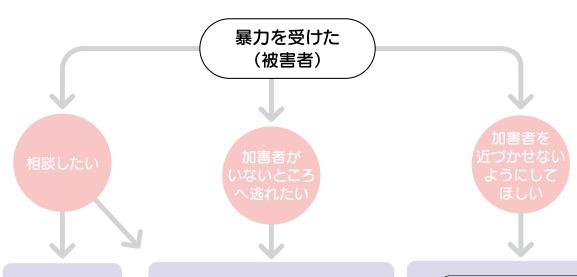


数日、数週間の単位でサイクルがある場合や、サイクルがはっきり現れない場合もあります。

予測がつかないので、被害者は常に不安や緊張の中にいます。

「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の

全体的な流れ



警察

- 暴力の制止
- 被害者の保護
- 被害発生防止 のために必要 な措置・援助

配偶者暴力相談 支援センター

- 岡山県女性相談所
- 岡山県男女共同参画推進センター (ウィズセンター)
- 岡山市男女共同参画相談支援センター (相談ほっとライン)
- 倉敷市男女共同参画推進センター (ウィズアップくらしき)
 - ●相談
 - ●自立支援、保護命令制度の 利用についての情報提供等
 - ■緊急時の安全確保・一時保護 (女性相談所のみ)等

(保護命令の申立書作成)

- 身体に対して暴力を受けた状況、生命・身体に対して脅迫を受けた状況 (写真や診断書等があれば用意する。)
- ●生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい事情
- 支援センターや警察に相談した等の事実の有無等を記載
- 支援センターや警察へ相談してい ない場合は、公証人役場で認証を受けた書類を添付

保護命令申立

地方裁判所

保護命令発令

加害者…申立人の配偶者·元配偶者·生活の本拠を共 にする交際相手·元交際相手(事実婚を含む)

保護命令

保護命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

接近禁止命令

加害者に6か月間、被害者や被害者の子又は親族等の身辺につき まとったり、住居、勤務先等の付近をはいかいしてはならないこと を命じます。併せて、電話・電子メール等を禁止することもできます。

退去命令

加害者に2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から出ていくことを命じます。

ひとりで悩まないで相談を

"解決の糸口を見つけるために"

「相談しても理解してもらえない」「自分さえ我慢をすればよい」「恥ずかしい」という気持ちがあるかもしれませんが、DV被害は、被害者本人が声を上げることが解決への第一歩となります。県内には、あなたの悩みを受け入れてくれる相談機関や警察があります。悩みを一人で背負い込まずに、まず相談してみてください。相談することによって、今の状態を客観的に見ることができ、解決の糸口を見つける可能性も出てきます。

相談窓口

配偶者暴力相談支援センター	女性の相談員が相談に応じます
●岡山県女性相談所	月~金曜日 9:00~16:30 ☎ 086-235-6060
●岡山県男女共同参画推進センター (ウィズセンター)	火~土曜日 9:30~16:30 ☎ 086-235-3310
●岡山市男女共同参画相談支援センター (相談ほっとライン)	月·水~土曜日 10:00~19:30 日曜・祝日 10:00~16:30 ☎ 086-803-3366
● 倉敷市男女共同参画推進センター (ウィズアップくらしき)	火~土曜日 9:00~17:00 ☎ 086-435-5670
津山男女共同参画センター「さん・さん」	毎水曜日10:00~16:00 奇数月第3土曜日10:00~16:00 ☎ 0868-31-2533
玉野市男女共同参画相談支援センター	水曜日以外 9:00~16:00 ☎ 0863-33-7867
● 笠岡市男女共同参画推進センター (てらすセンター)	月・水曜日 13:00~17:00 ☎ 0865-62-5769
●新見市男女共同参画プラザ	水~金曜日 9:15~17:15 ☎ 0867-72-6159
●岡山県備前県民局健康福祉部	月~金曜日 9:00~16:30 ☎ 086-272-3989
●岡山県備中県民局健康福祉部	月~金曜日 9:00~16:30 ☎ 086-434-7023
●岡山県美作県民局健康福祉部	月~金曜日 9:00~16:30 ☎ 0868-23-0113
●岡山弁護士会(女性人権センター)	月~金曜日 9:00~17:00 ☎ 086-223-4401

※祝日・年末年始を除く(岡山市は祝日実施)

● DV夜間電話相談 岡山県女性相談所

月~金曜日(祝日・年末年始を除く。) 16:30~20:00 ☎ 086-235-6101

DV休日電話相談 社会福祉法人クムレ

日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3) 9:30~16:30 ☎ 086-441-1899

各警察署でも相談を受け付けています 緊急時は 110番へ